

過疎地域における事業用資産の課税免除の対象者が拡大・緩和

『過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法』の施行に伴い、固定資産税の課税免除等の優遇制度が受けられる業種、取得額等の要件が拡大、緩和されました。対象となる事業者の皆様は、お忘れなく申請してください。

《概要》

税制優遇内容	固定資産税の課税免除
対象者	過疎地域内において対象設備等を取得等した者
課税免除を行う期間	当該設備に対して、新たに固定資産税を課すべきこととする年度以降3年度分

《令和3年4月1日以降に取得した事業用資産の適用要件》

適用期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで																	
対象区域	遠野市内全域（市町村過疎計画に記載された産業振興促進区域内）																	
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等* ※情報サービス業等・・・情報サービス、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査など																	
対象設備等	直接事業の用に供する資産のうち、下記に該当するもの 土地・・・取得から1年以内に工場などの建設に着手したもの 家屋・・・建物の新設や増設、改築、修繕など 償却資産・・・生産設備などの新設や増設（「機械・装置」のみ） ※ただし、資本金の額等が5,000万円を超える場合は、新設又は増設に限る																	
取得価額	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">製造業、旅館業</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額（土地を除く）</th> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超～1億円以下</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> <tr> <th colspan="2">農林水産物等販売業、情報サービス業等</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>取得価額（土地を除く）</th> </tr> <tr> <td>要件なし</td> <td>500万円以上</td> </tr> </table>		製造業、旅館業		資本金	取得価額（土地を除く）	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上	1億円超	2,000万円以上	農林水産物等販売業、情報サービス業等		資本金	取得価額（土地を除く）	要件なし	500万円以上
製造業、旅館業																		
資本金	取得価額（土地を除く）																	
5,000万円以下	500万円以上																	
5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上																	
1億円超	2,000万円以上																	
農林水産物等販売業、情報サービス業等																		
資本金	取得価額（土地を除く）																	
要件なし	500万円以上																	

※令和3年3月31日以前に取得した事業用資産は、従前の制度の適用要件となります。

【問合せ先】

遠野市産業部商工労働課

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号

TEL：0198-62-2111

永遠の日本のふるさと遠野

